

# これまでの経緯と今後

平成9年に改訂された河川法により、今後20～30年間の「河川整備計画」の策定に当たっては、住民の意見を反映させ、学識経験者や自治体の意見を聴くことが定められました。

この改正河川法の趣旨に基づき、淀川水系では、学識経験者などから成る「淀川水系流域委員会」を組織し、猪名川の今後の整備のあり方についても検討を行っていただきました。委員会の運営は、委員が自主的に行い、会議および資料、議事録等はすべて公開、あらゆる機会を通じて幅広い意見を収集するなど、これまでに例を見ない方法で進められ、平成15年1月17日には、「新たな河川整備をめざして」という提言をいただきました。

近畿地方整備局は、この「提言」を受けて、平成14年12月及び平成15年6月に猪名川を含めた「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿、第2稿）」を作成しました。

それに基づき、説明会等を通じて、住民の皆様及び自治体から数多くのご意見をいただくとともに、流域委員会での議論を踏まえ、この度「淀川水系河川整備計画基礎原案」を取りまとめました。

今後、本案に対する流域委員会、住民の皆様、自治体のご意見を踏まえて修正し、地域開発、水需要、防災等の他の計画も受けて、河川整備基本方針の策定後、法令に基づく手続きを行い、河川整備計画を策定します。

この基礎原案の実施・検討項目等についてご意見をお聴かせください。

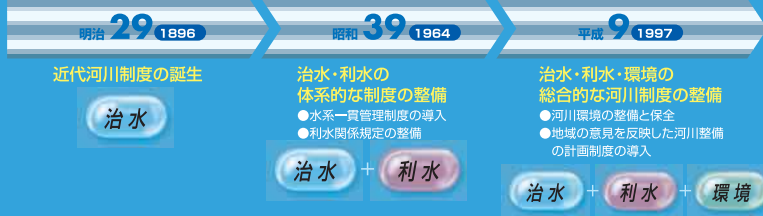
## 淀川水系流域図

### 対象範囲

本計画では、淀川水系の指定区間外区間（大臣管理区間）を計画対象とする。ただし、計画策定上必要となるその他の区間、流域についても言及する。



## 河川法の改正の流れ



## 淀川水系河川整備計画策定の流れ

